

平成24年第1回臨時会

奈井江町議会臨時会会議録

平成24年2月13日 開会

平成24年2月13日 閉会

奈井江町議会

平成24年第1回奈井江町議会臨時会

平成24年2月13日（月曜日）

午前 9時57分開会

午前10時13分閉会

○ 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 会期の決定について

第 3 議案第 1号 平成23年度奈井江町一般会計補正予算（第9号）の専決処
分の承認を求めることについて

第 4 議案第 2号 工事請負契約の議決事項の変更について

○ 出席議員（9名）

2番	石川正人	3番	三浦きみ子
4番	大矢雅史	5番	森岡新二
6番	森繁雄	7番	笹木利津子
8番	森山務	9番	鈴木一男
10番	堀松雄		

○ 欠席議員（1人） 1番 遠藤共子

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名

町	長	北良治
副町	長	三本英司
教	育	長村上清司
まちづくり課	長	碓井直樹
くらしと財務課	長	南秀則
ふるさと振興課	長	篠田茂美
おもいやり課	長	岩口茂
会計管理者		桃木良子
健康ふれあい課	長	小澤敏博
教	育	次長鈴木隆
ふるさと振興課	長補佐	秋葉秀祐
ふるさと振興課	長補佐	大津一由
教	育	委員長長萬孝志
農	業	委員会会長桑島雅憲

代 表 監 査 委 員 中 野 浩 二

○ 欠席した者の職氏名

やすらぎの家施設長 表 久 義

○ 職務のために出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 萬 博 文

庶 務 係 長 芝 田 範 子

開会

●議長

おはようございます。

只今、出席議員9名で、定足数に達していますので、平成24年奈井江町議会第1回臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、2番石川議員、3番三浦議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

●議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

おはかりします。

今期、臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

会期は、本日1日間と決定しました。

日程第3 議案第1号の上程・説明・質疑・付託

●議長

日程第3、議案第1号「平成23年度奈井江町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

おはようございます。

臨時会のご出席お疲れさまでございます。

それでは1頁、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」説明をさせていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記と致しまして、専決事項は、平成23年度奈井江町一般会計補正予算(第9号)。

平成23年度奈井江町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

専決処分の日にちは、平成24年1月6日であります。

平成24年2月13日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、18款繰入金3,090万3千円を追加し1億8,759万6千円、歳入合計3,090万3千円を追加し46億2,490万9千円。

歳出、6款農林水産業費14万5千円を追加し2億308万6千円、8款土木費3千円を追加し5億7,951万7千円、10款教育費75万8千円を追加し1億9,834万2千円、歳出合計3,090万3千円を追加し46億2,490万9千円。

一般会計補正予算(第9号)の概要について、ご説明を致します。

今回の補正につきましては、例年を大きく上回った降雪による排雪の費用、体育館のボイラー故障に係る応急措置費用及び、平成24年度から実施を予定されております国の農業施策の交付要件となっている「地域農業マスタープラン」の策定費用につきまして、それぞれ早急な対応が必要なことから1月6日付での専決処分を行ったものであります。

補正予算の内容につきまして、歳出から説明致しますので、5頁をお開き下さい。

農林水産業費、農業費、農業振興費では、地域農業マスタープラン策定費用として14万5千円を追加計上致しております。

土木費、道路橋りょう費、道路維持費では、除排雪に要する経費として、排雪に係る費用3千円を追加計上。

教育費、保健体育費、体育施設費では、体育施設の管理運営に要する経費として、体育館ボイラー故障に係る応急措置費用とし75万8千円を追加計上致しております。

以上における、歳入歳出の差3,090万3千円につきましては財政調整基金繰入金

を同額追加計上し、収支の均衡を図ったところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

5番森岡議員。

●5番

只今の補正予算でございますけれども、主に除排雪に関する部分が多いわけですが、何点かお尋ねしたいと思います。

今、副町長言ったように、例年にない豪雪で非常に住民生活にもこれはもう多大な影響があるものですから、この歳出に関してはありがたく思っておりますけれども、その中で、まず日にちの問題ですね、1月6日付けで専決をされたと。

役所でいう仕事始めの日でありますけれども、その件に関して、当初、除排雪で組んでた予算につきまして、執行が12月中にどのようになったのか、12月で足りなくなったのかなとも思いますけれども、それから、今回の補正で枝線まで含めて排雪をされるという説明が確かあった、議員協議会でしたか、あったわけですが、その中で、今回この金額で全てが果たして終わったのかどうか、それと、またですね、現状、見て頂いたら分かるとおりに、かなり、もう一度排雪をしなければならぬ状況がきているのかなとも思いますけれども、今後の予定についてお尋ねしたいと思います。

●議長

ふるさと振興課長。

●ふるさと振興課長

おはようございます。

森岡議員さんのご質問にお答えしていきたいと思っておりますけれども、排雪経費につきましては、当初予算計上をさせてもらってございますのが、約2,600万程でございます。

12月中に降りました雪がですね、かなり多く、12月の20日頃から排雪を1回目を行っておったところでございますけれども、大体1回目が終わった段階で、またどさっときたものですから、引き続き、排雪を継続させてもらったところでございます。

ですから、ほとんど暮れにかけてですね、排雪を順次行ってたような状況でございます。最終的に12月の排雪経費につきましては、当初予算の金額程度がですね、支出をさせてもらうような状況となったところでございます。

それで、今回、専決で3千万追加をさせてもらったところでございますけれども、要は年明けてからのですね、雪の降り方にもよりますけれども、排雪経費として計上をさせてもらったところでございます。

1月に入りまして、中過ぎからですね、3回目になりますけれども、枝線も含めて排雪をやらせてもらってございます。

その中で、既に1月の排雪経費と致しましては、約1千万程、既に支出をするような形になろうかなと思っております。

残りが2千万程でございますけれども、それこそ、これからの雪の降る状況にもよりますけれども、様子を見ながらですね、どのように排雪をしていくかもですね、今後検討をしていきたいなと思っております。

ただ、最近もまた非常に多く降っているような状況でございますので、幹線についてはですね、排雪をそのうちしなきゃならないかなとは思っておりますけれども、ただ、枝線においてもかなり狭くなっているような状況下でございますので、そのへんの状況を見ながらですね、対応をしていきたいなと思っております。

ですから、出来れば、幹線程度の排雪で終われば一番よろしいのですけれども、あと、春先と言いますか、一時堆積をさせてもらっています所の雪のかき出し作業やなにかもございますので、これらの部分がですね、残りの予算で何とかやりくりが出来ればいいかなとは思いますが、それこそ、雪の状況によりですね、判断をさせて頂きたいなと思っているような状況でございます。

以上です。

●議長

森岡議員。

●5番

只今、説明頂きました。

それで、1月末からのやつで約1千万程、3千万のうち使って、一応まだ2千万余剩が、余剰と言うか、あるということでございますが、今の状況を見て、今後の排雪というお話をされておりましたけれども、なるべく早く対応して頂く方がいいのかなと思っておりますので、その辺は是非、早めに検討頂きたいと思えます。

それと、もう1点、これは、町長か副町長になるのかな。

10日の、これ報道ですよ、閣議後に国交大臣が会見致しまして、今回、この豪雪に見舞われた22道府県に対して101億円を追加配分すると発表されてまして、除雪対策として、そのうち北海道に22億ということ表明されておりましたけれども、この辺に関しても、わが町も当然、豪雪、他にも酷い所あるんでしょうけれども、この辺のわが町としての歳入の見通し、それから、その前には、総理大臣だと思いますけど、今回の豪雪に関しては特別交付税で措置をするというようなことも言っておったんですけれども、その辺の見通し、また、それから当然町村会等を通して申していると思えますけれども、その辺についてお尋ねしたいと思えます。

●議長

町長。

●町長

今、森岡議員が質問した内容等についてですが、特別交付税を含めてですね、出来るだけの措置をするということを約束しておりますし、先般も上京した折に、総務省にも寄らせて頂きまして、知事とともにですね、そのことを申し入れをしているところでございます。

見通しとしては、これは地域の生活に大変、住民生活に影響することですから、当然優先的にやらなければいけないというお答えを頂いているということを申し上げておきたいと思っております。

以上でございます。

●議長

副町長。

●副町長

森岡議員のご質問で町長が大綱申し上げましたけれども、詳細につきましては、市町村についてですね、これからどういう形で補助金、あるいは交付金のような形で出せるか検討したいということの新聞報道また等があったというふうに私も記憶しておりますが、今ほど、北海道に対して22億円のところまでは通知きてますけれども、市町村に対するものはこれからということで、詳細決まっておられませんので、それに応じて、きちんと対応していきたいというふうに思っております。

●議長

他にございませんか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり承認されました。

日程第4 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時10分)

●議長

日程第4、議案第2号「工事請負契約の議決事項の変更について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の7頁をお開き下さい。

議案第2号「工事請負契約の議決事項の変更について」

平成23年9月16日、議会の議決を経た工事請負契約について、これは道道東奈井江奈井江停車場線雨水枝線新設工事の一部を変更したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び奈井江町財産及び契約に関する条例第2条の規定に基づき、町議会の議決を求める。

平成24年2月13日提出、奈井江町長。

記と致しまして、契約の目的は道道東奈井江奈井江停車場線雨水枝線新設工事、契約の金額につきましては、変更前の金額が6,279万円ですが、変更後6,483万7,500円に変更しようとするものであります。

このうち、消費税及び地方消費税の額は308万7,500円であります。

契約の相手方は、空知郡奈井江町字チャシュナイ987番地10、株式会社砂子組内の砂子・櫻井千田・鈴木東建経常建設共同企業体で従前と同様であります。

なお、工期につきましては、変更前の工期が23年の9月21日から24年2月29日でありましたが、これを工期の終わりをですね、平成24年3月21日に変更しようとするものであります。

この契約議決事項の変更の内容でありますけれども、当初の設計で資料で添付をしてございますのでご覧頂きたいと思いますが、当初設計で下水道の埋戻土を地質調査データをベースに掘削した土砂を流用して行う予定でありましたが、掘削した土砂の土質検査の結果、埋め戻しに適合しない土砂があったため、この埋戻土については購入土に変更し、これに伴って契約金額の増額を行うものであります。

また、工期につきましても、北海道が発注しております道道の用地処理、物件補償等の手続きが難航したため、工事着手が1カ月遅れたことにより、工期を1カ月間延長することも合わせて行うものであります。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第2号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

閉会

●議長

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了しました。
平成24年奈井江町議会第1回臨時会を閉会します。
大変ご苦労さまでした。

(10時13分)

上記事項は書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため茲に署名する。

平成 年 月 日

奈井江町議会議長

署名議員

〃